

令和7年度第6回

長沼町教育委員会定例会会議録

令和8年2月24日 開会

令和8年2月24日 閉会

長沼町教育委員会

## 令和7年度第6回長沼町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 令和8年2月24日（火）13時30分～14時50分

2. 場 所 長沼町役場 3階第2・3会議室

### 3. 出席者

教育長 八 柳 圭

委員 田 村 昭 夫

委員 天 野 広 道

委員 桃 野 千 恵 子

委員 菊 地 貴 弘

4. 欠席委員 なし

### 5. 事件説明のため出席した職員

学校教育課長 小 林 尚 雄 以下関係職員

社会教育課長 居 上 透 以下関係職員

6. 会議事件 別紙議事日程のとおり

### 7. 議 題

事件番号	事 件 名	審議結果	議決年月日
報告第1号	準要保護新入学児童の認定について	報告済み	8.2.24
報告第2号	区域外就学の届出について	報告済み	8.2.24
報告第3号	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について	報告済み	8.2.24
報告第4号	全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について	報告済み	8.2.24
報告第5号	長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸与規程の制定について	報告済み	8.2.24
議案第1号	令和8年度教育行政執行方針について	原案可決	8.2.24

議案第 2 号	令和 8 年度一般会計教育費予算について	原案可決	8. 2. 24
議案第 3 号	長沼町水泳プール条例の一部を改正する条例制定依頼について	原案可決	8. 2. 24
議案第 4 号	長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例制定依頼について	原案可決	8. 2. 24
議案第 5 号	令和 7 年度一般会計教育費補正予算（第 7 号）について	原案可決	8. 2. 24

## 8. 議事経過

八柳教育長            それでは、ただ今より令和 7 年度 第 6 回 長沼町教育委員会定例会を開会いたします。

八柳教育長            本教育委員会議の公開につきましては、「長沼町教育委員会会議規則」第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、公開といたしますが、日程第 4 の「準要保護新入学児童の認定について」報告第 1 号及び日程第五の「区域外就学の届出について」報告 2 号につきましては、「長沼町教育委員会会議規則」第 1 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、非公開といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか

(異議なしの声)

八柳教育長            ご異議なしと認め、本委員会議につきましては、報告第 1 号及び報告第 2 号を非公開とすることに決定いたしました。

八柳教育長            日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。  
本日の会議録署名委員は、会議規則第 1 7 条の規定により、私より「田村委員」を指名いたします。

八柳教育長            日程第 2、前回会議録の承認を行います。  
前回の会議録につきましては、既に配布済みでありますので、説明及び質疑を省略し採決を行います。  
令和 7 年度 第 5 回 長沼町教育委員会 定例会 会議録につきましては、これを承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長      ご異議なしと認め、前回会議録につきましては、これを承認することに決定いたしました。

八柳教育長      日程第3、教育長業務報告を行います。  
教育長業務報告は配布資料のとおりですので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で教育長業務報告を終わります。

八柳教育長      次の審議事項（報告第1号）からは非公開です。傍聴人はいませんので、そのまま会議を続けさせていただきます。

## 非 公 開

八柳教育長      次の審議事項（報告第3号）からは公開です。傍聴の申し出がありませんので、会議を続けます。

日程第6、『全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について』報告第3号を議題といたします。報告内容の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長      議案4ページ目をお開き願います。報告第3号『全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について』。全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について、北海道教育委員会に対し別紙のとおり回答することとしたので報告する。  
令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

議案5ページ目をお開き願います。

これは、今年度、各学校において全国体力・運動能力、運動習慣等調査が実施されたところであり、その結果の公表について北海道教育委員会に回答するもので、「同意する」旨の報告をするものであります。

以上で、報告内容の説明を終わります。

八柳教育長      説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長      質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

- 八柳教育長 報告第3号『全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について』は、報告済みとして処理いたします。
- 八柳教育長 日程第7、『全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について』報告第4号を議題といたします。報告内容の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。
- 小林課長 議案6ページ目をお開き願います。報告第4号『全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について』。令和7年4月から令和7年7月までに実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、別冊のとおり報告する。令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。
- これは、教育委員会として、長沼町の体力・運動能力及び運動習慣等の状況を把握し、各学校における指導の工夫改善に生かすため、調査結果の概要をまとめましたので、別冊のとおり報告するものであります。
- なお、詳細につきましては、藤田学校教育課参事よりご説明申し上げます。
- 藤田参事 別冊でお配りしております資料をご覧ください。
- 表紙をご覧ください。枠囲みにありますとおり、この報告書は、北海道教育委員会が、調査結果のポイントを公表したことを受け、長沼町の結果及び今後の方策を示し、各学校の指導の工夫改善に生かすことをねらいとして公表するものです。
- 1ページをご覧ください。目次です。この報告書では、ローマ数字Ⅱの実技に関する調査、Ⅲの体格と肥満度に関する調査、Ⅳの児童生徒質問調査について、それぞれ結果の概要を掲載するとともに、Ⅴの全体の傾向、Ⅵの今後の方策を取りまとめたところです。
- 2ページをご覧ください。調査の概要です。調査の対象については、2の(1)①にありますとおり、小学校は5年生、中学校は2年生、調査内容については、②にありますとおり、実技8種目と児童生徒質問調査となっております。なお、調査結果は、実技、体格・肥満度については、男女別で国から提供されています。
- 3ページをご覧ください。「実技に関する調査の結果の概要」です。調査結果は全国を50としたT得点を用い、レーダーチャート、表、グラフで示しています。このページの小学校男子では、8種目中、4種目で全国を上回り、体力合計点についても、全国を0.4ポイント上回っています。
- 4ページをご覧ください。小学校女子では、8種目中、4種目で全国を上回っています。体力合計点については、全国を0.5ポイント下回っています。
- 5ページをご覧ください。中学校男子では、8種目中、2種目で全国を上回っています。体力合計点については、全国を2.7ポイント下回っています。
- 6ページをご覧ください。中学校女子では、8種目中、全ての種目で全国を下回

り、体力合計点については、全国を5.3ポイント下回っています。

7ページをご覧ください。「体格と肥満度に関する調査の結果の概要」です。体格については実技に関する調査と同様、全国を50としたT得点を用い、グラフで示しています。また、肥満度についてもグラフで示しています。

このページの小学校では、男子は、体格では、身長、体重ともに全国を下回り、肥満度では、普通の割合、高度肥満、高度やせの割合が全国を上回っています。

また、女子は、体格では、身長は全国を下回り、体重は全国を上回り、肥満度では、普通の割合が全国を上回り、肥満とやせの割合が全国を下回っています。

8ページをご覧ください。中学校では、男子は、体格では、身長、体重ともに全国を上回り、肥満度では、普通の割合、肥満の割合が全国を下回り、やせの割合が全国を上回っています。

また、女子は、体格では、身長、体重ともに全国を上回り、肥満度では、普通の割合、やせの割合が全国を上回り、肥満の割合が全国を下回っています。

9ページをご覧ください。「児童生徒質問調査の結果の概要」です。12ページまでが小学校、13ページから17ページまでが中学校となっています。

小学校で男女ともに全国を上回っている主な項目を見てみますと、9ページのQ2の「運動やスポーツへのいろいろな関わり方」について、?「することに興味・関心がある」、10ページのQ3「中学校に進んだら授業以外でも自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う」、Q4「地域のスポーツクラブに入っている」、12ページのQ14「体育の授業でICTを使って学習することで『できたり、わかたりする』ことがある」、Q17「保健を学習してもっと運動しようと思う」があげられるところです。

また、13ページからの中学校で、男女ともに全国を上回っている項目を見てみますと、13ページのQ2の「運動やスポーツへのいろいろな関わり方」について、?「支えることに興味・関心がある」、?「知ることに興味・関心がある」、14ページの?「交流したり、つながりや一体感を感じたりすることに興味・関心がある」、Q3の「中学校を卒業した後も自主的に運動やスポーツをする時間を持ちたいと思う」、16ページのQ12「保健体育の授業で目標を意識して学習することで『できたり、わかたりする』ことがある」、17ページのQ13「友達と助け合ったり、教え合ったりすることで『できたり、わかたりする』ことがある」、Q14「ICTを使って学習することで『できたり、わかたりする』ことがある」が上げられるところです。

18ページをご覧ください。「全体の傾向」です。このページは、これまで申し上げてきた内容を含めて、小学校の傾向を3つの観点から記述しています。

19ページをご覧ください。同じく中学校の傾向を記述しています。

20ページをご覧ください。今回の調査結果を踏まえ、今後の方策を示していま

す。目指す方向性として、「生活全体を通じて運動機会を確保し、運動好きで日常から運動に親しむ子どもを育成します。」とし、学校の取組、教育委員会の取組をそれぞれ記載するほ、か、調査結果を踏まえ、成果が見られる取組や強調したい取組に下線を入れたところです。

今後におきましても、子どもの体力・運動能力や、運動習慣等に関する課題や具体的な方策を学校と共有しながら、長沼っ子の体力・運動能力の一層の向上に努めてまいりたいと考えています。

なお、21ページから24ページまでは、過去4か年の調査結果を掲載していますので、参考としていただければと思います。以上で説明を終わります。

八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

八柳教育長 報告第4号『全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について』は、報告済みとして処理いたします。

八柳教育長 日程第8、『長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸与規程の制定について』報告第5号を議題といたします。報告内容の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長 議案7ページ目をお開き願います。報告第5号『長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸与規程の制定について』。長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸与規程を次のとおり制定するものとする。令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳圭。

議案8ページ目をお開き願います。

長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸与規程ですが、第1条は趣旨でありまして、授業と家庭学習の継続を図ることや、学校と家庭が連携して、子どもの学習や生活の習慣づくりを促進すること等を目的とした端末の貸与に関して、必要な事項を定めるものとしております。第2条は定義、第3条は貸与物品、第4条は貸与対象者、第5条は貸与期間、第6条は費用、第7条は貸与の申請、第8条は貸与の決定、第9条は家庭の端末等の持ち帰り、第10条は貸与物品取扱い、第11条は亡失又は損傷の報告、次のページ第12条は損害賠償、13条は貸与取消し、第14条は貸与物品の返却、第15条は補足となっております。この規定は、令

和8年1月13日から施行しているものでございます。

以上で、報告内容の説明を終わります。

八柳教育長 説明が終わりましたので、質疑を承ります。

田村委員 今までに破損等の報告はあったのでしょうか。

小林課長 破損や故障といった報告は何件かありますが、その際は児童生徒の減少に伴い不要となったタブレットを用い対応しております。

八柳教育長 他にございませんか。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がございませんので、以上で質疑を終結いたします。

八柳教育長 報告第5号『長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸与規程の制定について』は、報告済みとして処理いたします。

八柳教育長 日程第9、『令和8年度教育行政執行方針について』議案第1号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長 議案12ページ目をお開き願います。議案第1号『令和8年度教育行政執行方針について』。次回招集の令和8年長沼町議会に別冊のとおり令和8年度教育行政執行方針を提出する。令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。提案理由は、以上でございます。

八柳教育長 それでは、別冊でお配りしておりますので、「令8年度教育行政執行方針」について説明させていただきます。その後、質疑を承りたいと思いますので、よろしくお願いたします。

1ページ目をご覧ください。昨年度の執行方針と、大きく構成や体裁等を変えたものではございません。まず1ページについて、予想も対応も難しい教育環境になってきている、これを乗り越えなければいけないという中身を記載してございます。2ページ目をご覧ください。2ページ目より重点施策についての記載となります。はじめに学校教育になってございます。実現を目指すための文言として1人1人の学びをしっかりと支え、誰1人取り残すことのない教育というのを掲げ

てございますので、これをもとに6点の重点事項をこの後記載してございます。

#### 1 小中一貫教育の推進について

義務教育学校の建設を進めており、次年度より義務教育学校を開校させるということから、9年間の見通しを意識したカリキュラムを編成して、小中学校共通理解のもとで、1人1人の子どもが主語になる授業を目指した取り組みを進めてまいります。また、長沼町ふるさと学について、中学校卒業時の子どもにの姿に責任を持つ教育に取り組むということで、探究的な学びなどを取り入れながら、自分の住んでいる街について、振り返りの機会を多く持ちますよということが書かれています。義務教育学校の開校に向けては、小学校高学年での教科担任制や中学校でも小学校と同じく45分授業にし、共通の日課で進める取り組みをしますということが書かれています。学校づくりは地域づくりということで、学校・地域、両方もが持続可能となることを目指していきますということを3ページに記載してございます。

#### 2 ICT活用による学びの質の向上

令和6年度よりリーディングDXスクール事業という文部科学省の指定を受け、授業改善に取り組んできてまいりました。次年度も生成AIを含む情報活用能力の育成について、実践を積み重ねていきます。ということを書いています。また、先ほど、ご承認いただきましたが、新しいタブレットも、もうすでに活用しているところでございます。

#### 3 教員の授業改善による学力の向上

リーディングDXスクール授業を導入したことから、本町の授業は先生が一方的に指導する座学の形から、子供たちが主体的に学びをつかみに行くという形態に変わろうとしているところです。そのことが、ここに書いてございます。それに対応できる先生の研修を深めますということ、新校舎が建築されるということから教育課程についても9年間を見通してやっていくということが、ここに書かれております。

#### 4 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

今までどおり道徳科を中心にピアサポート等を取り入れるということに記載し、支え合いや思いやりの心を大切にしたい行動を進めていくということに記載してございます。先ほど、体力、運動能力調査の結果をご説明いたしましたが、引き続き、体力向上や運動習慣の確立に向けた取り組みを推進していきます。ということに記載してございます。また、給食についても、給食を利用しながら子どもたちの食育の充実に取り組みたいということに記載してございます。さらに、学校給食費の負担も軽減いたします。これは後ほど、予算のところの説明があるかと思えます。

#### 5 子どもたちの学びを支える支える教育の推進

引き続きALTを2名配置をいたします。また、中学生の英語検定の助成ですと

か、海外派遣事業等も継続をいたします。小中高の連携については、現在も長沼高校の校長先生が校長会議に出席していただいていることや、長沼高校の魅力化の支援も継続して行います。幼保小の連携については、架け橋期のカリキュラムを整備いたしましたので、こちらを活用していく。また、校長会議にも長沼高校と同様、聖心幼稚園の園長さんにも出席いただきますので、そういったところから接続を強化していきますということを記載してございます。小中学校校舎の老朽化への対応については、新校舎建設が視野にはあるものの、中学校で大きな雨漏りがあったり等しておりますので、次年度についても子どもたちの安全のためにやれることはきちんとやっていくということをここに記載してございます。

#### 6 子ども、保護者、地域住民の信頼を高める教育施策の推進

今とかく教員のコンプライアンスが問われているところでございますので、この部分については研修等、先生方と深めながら教員自身が身分と健康を守るための取り組みを推進します、ということを記載してございます。いじめの問題については、町民の皆様にもご心配をかけているところですが、長沼町いじめ防止基本方針や学校の基本方針をもとに、いじめを未然に防ぐために必要なことは何であるかということ、それから、もしも残念ながら、発生してしまった場合には早期対応を、そして早期解消を目指してまいりますということを記載してございます。不登校の対応については、将来の社会的な自立に向けた支援に取り組みますと、学びや支援に安心してアクセスができる環境の整備を進めてまいりますと記載をいたしました。昔の不登校は行きたくても行けないというお子さんに焦点を当ててたんですが、今は行かない、行きたくもないし、行かないというお子さんも不登校の中に含まれてきた。そういうことが顕著になってきたのかなというふうに考えていますので、道教委がメタバース、仮想空間での登校支援という事業を始めましたので、今年、それに本町も手挙げをしてございます。学校に来れないお子さんであっても、そのメタバースの中で自分でやりたいことを見つけながら学習をしていく。これが学びの支援に安心してアクセスができる環境整備の1つというふうに、今考えておりますのでその辺もまた何か機会があれば、ゆっくりご説明させていただきたいなというふうに考えています。特別支援教育、安全教育については、書かれている通りかなというふうに思います。これら学校教育の機能の充実に資するため、引き続き専門的教育職員を配置し、地域住民の多様な要望に応え、教育、行政の展開ができるよう取り進めてまいります。

次に社会教育についてです。

9ページ、長沼町の生涯学習計画に則って作成をされている部分です。学び、行動し、そして成果を分かち合うというのが目標に明記されていますので、そこを踏襲しているということです。

#### 1 生涯各期の学習機会の充実

家庭、青少年、高齢者ということで記載してございます。高齢者の教育では特に豊生大学になります。残念ながら今年度、舞鶴の大学は休校となりましたが、中央・北・南3地域で豊生大学を開催いたしました。南長沼の大学では22名の方が皆勤賞という非常に参加率が高かったかなというふうに思っております。

## 2 学校・家庭・地域が連携した子供の健全育成

コミュニティスクールについては、森万喜子アドバイザーを招へいし、今年はかなり議論が深まりまして良い雰囲気の中、コミュニティスクールが開催されているということでございます。地域学校協働活動本部については、学校へのボランティアの方を掘り起こしているところでございます。

## 3 文化芸術に触れた心の豊かさの向上

町内にはさまざまな文化芸術がございますので、気軽に触れる機会を増やしますということ、デジタル郷土資料館の整備を進めてまいります。ということに記載してございます。

## 4 図書館機能の充実

図書館が古くなってきておりますので、現在使い方について新たな取り組みを進め、サービスの向上に努めていくというようなことを記載してございます。

## 5 社会体育の充実

長沼町スポーツ推進計画に基づいて、それぞれの団体のご意見等をお聞きしながら取り進めているところではございますが、各団体の方も高齢化が進みまして、困っているとお声も聞いておりますが、行政として取り組めることについては、進めてまいりたいということを記載してございます。部活動の地域展開、これが今、大きな課題となっているところですが、専門的知見のあるコーディネーターの方に来ていただいて、これが先ほど申し上げた森先生に兼ねていただいておりますが、長沼町立学校部活動地域移行検討協議会で、今、どのように進めるのが良いかということを協議してございます。長沼町の子どもたちの運動と文化的な活動の下支えになるような組織を立ち上げたいということで努力をしております。それが協議、実証を重ね効果的な体制づくりを進めるということかなというふうでございます。ここから先は朗読いたします。

以上、令和8年度の教育行政執行に関する主要な方針を申し上げます。

来年度開校予定の義務教育学校「長沼学園」は、単なる学校再編ではなく、町づくりの一翼を担う「町全体で子どもを育てる」教育プロジェクトであります。

これからの学校教育には、地域の皆様の協力のもと、地域社会全体で子どもを育てるという機運を高め、意識を醸成し、仕組みを定着させることが必要不可欠です。

学校は地域の一部であり、地域もまた学びの場です。公民館機能を有する、義務教育学校開校の理念は、建物をただ合築したのではなく「学舎融合施設～地域とともにある複合施設～」とするものです。地域が人を育み、そこで育った人がまた地

域を創るといふ新しい絆の創出が、町の持続的発展につながっていきます。

地域コミュニティに支えられ、多様な人々と協働し、様々な社会的変化を乗り越えていくことが、今を生きる子どもたちが、長沼町の持続可能な創り手となるための、基礎になると確信しております。

新しい学校づくりに向けた取り組みは、授業改革を含め長沼町の将来を創る「ながぬまっ子」を育てていく貴重な場になっていることをご理解いただきたく存じます。

現在の「ながぬまっ子」たち、そして、まだ見ぬ未来の「ながぬまっ子」たちのために、様々な工夫を積み重ね、家庭・学校・地域が密接に関わりながら、「ながぬまっ子」のよさや可能性を開花させ、自らの力で、多様で豊かな明るい未来を切り拓いていくことができるよう、全力で本町教育の充実・発展に取り組んでいく所存です。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。質疑があれば承ります。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長 議案第1号『令和八年度教育行政執行方針について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長 日程第10、『令和八年度一般会計教育費予算について』議案第2号を議題といたします。提案理由の説明及び詳細を小林学校教育課長及び居上社会教育課長よりご説明いたします。小林学校教育課長。

小林課長 議案13ページをお開き願います。議案第2号『令和8年度一般会計教育費予算について』。次回招集の令和8年長沼町議会に別冊のとおり令和8年度一般会計教育費予算を町長あて提出する。令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長八柳 圭。

私からは、学校教育課所管の重点予算についてご説明申し上げます。別冊でお配

りしている「令和8年度一般会計教育費予算書及び予算説明書」を用いてご説明申し上げます。その後、社会教育課居上課長から社会教育課所管の重点予算についてご説明申し上げます。

それでは、別冊の1ページ目をお開き願います。

主要事業のみ説明させていただきます。

10款1項2目 事務局費、学習支援員配置事業費16,971千円、小学校4名、中学校1名を配置し教育的支援が必要な児童生徒に対し教育の充実を図るものでございます。4段目、学校支援アドバイザー配置事業費4,219千円、不登校児童生徒への対応、適応指導教室の運営、就学児童及び相談に関する対応として、昨年度同様1名配置するものです。

4目 義務教育学校創設事業費 一体型義務教育学校開校準備委員会関係経費1,100千円 令和9年度、義務教育学校の開校に向けて準備委員会にかかる経費及び閉校記念事業の補助金として計上しております。続きまして、一体型義務教育学校整備事業費3,941,590千円 学校整備にかかる事業費で令和8年分として全体事業費の約60%の経費となっており、中学校の校舎解体にかかる設計費も含んでおります。続きまして、一体型義務教育学校開校準備費1,452千円 移転にかかるコンサルを用いてスムーズな校舎共用開始ができる準備を進めるものです。

10款2項2目 教育振興費 学力向上関係経費664千円 小学校におけるNRT式検査1年生から6年生、知能検査1年生、4年生、hyper-QUテスト5年生、6年生、ロイロノート1年生から3年生、特別支援学級で使用する使用料となります。

10款3項2目 教育振興費 学力向上関係経費567千円 中学校におけるNRT式検査1年生、2年生、知能検査1年生、hyper-QUテスト1年生～3年生、ロイロノートの特別支援学級で使用する使用料となります。

10款5項5目 学校給食センター費 給食賄財材料費54,660千円 給食賄財材料費40,487千円につきましては、小学校学校給食費の抜本的な負担軽減により18,247千円無償化分と保護者負担金22,240千円でございます。一般会計補助分14,173千円につきましては、国の重点交付金として12,083千円、町の助成分として2,090千円となっております。これにより、後ほど議案上程いたしますが、小学生は1食当たりの負担額は0円、中学生は1食当たり150円、高校生は令和7年度と変わらず1食当たり360円となり、令和8年度においては物価高と消費下支えを通じた支援を行うことを考えでございます。以上で、学校教育課所管の説明を終わります。

八柳教育長

次に、社会教育課所管の重点予算について、居上社会教育課長よりご説明いたします。居上社会教育課長。

居上課長

私からは、社会教育課所管の重点予算についてご説明申し上げます。別冊の4ページ目をお開き願います。

10款4項1目 社会教育総務費 社会教育関係団体補助金 4,198千円  
こちらの助成につきましては、下に記載の団体に対します助成金ということでございます。

2目 生涯学習費 未来をひらく人づくり推進事業費 5,594千円 中学生海外派遣研修のほか、国内外のインストラクターの養成研修、青少年のための芸術文化のコンクール、あるいは、スポーツ大会に出場するなどの研修事業に要する経費となっております。参考に令和8年度中学生海外派遣事業の派遣先はオーストラリアで同じでございますが、ニューサウスウェルズ州のトゥールヘッドで9泊10日、中学2年生8名の派遣を予定しているところでございます。

4目 文化振興費 文化関係団体補助金 1,060千円 団体につきましては、下に記載のとおりでございます。

10款5項1目 保健体育総務費 地域クラブ活動移行体制整備関係経費 2,025千円  
こちら部活動地域移行検討協議会の開催経費、あるいは、専属のコーディネーター配置に要します。教育行政執行方針の中でもございましたが、少子化の背景には中学校での生活が難しくなっているということを受けまして、町内の子どもたちのスポーツや芸術文化活動を持続的な形で支える観点から、任意団体を5月ごろを目途に設立させていただきまして、7月ごろからスポーツ活動2種目、芸術文化活動で1種目の実証事業を進める予定としてございます。スタートにつきましては3つの部活動でございまして、対象につきましては小学生から高校生とするような取り組みも今後検討していくということでございます。続いて、スポーツ団体補助金 2,670千円 助成団体につきましては、下の記載とおりでございます。

3目 スポーツセンター費 スポーツセンター改修事業費 49,000千円  
スポーツセンター内の暖房用のボイラー2機と関連機器合わせて改修工事を予定してございます。

以上で提案理由及び詳細説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長

説明が終わりましたので、質疑を承ります。

田村委員

社会教育関係団体補助金のながぬまフラワータウン推進協議会への補助金について、止めている地域もあると聞いていますが、昨年度と今年度ではどのようなになっているのでしょうか。、

居上課長

予算金額で回答させていただきますと、15万円ほど減額になっています。地域

での実施が困難だというような行政区、あるいは団体もあるように聞いておりました。逆に、増えるところもあるように聞いておりました、相対的には増減で金額ベースでいきますと15万円程度の減額ということでございます。

八柳教育長 他にございませんか。

(なしの声)

八柳教育長 質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長 議案第2号『令和8年度一般会計教育費予算について』は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長 ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長 日程第11、『長沼町水泳プール条例の一部を改正する条例制定依頼について』議案第3号を議題といたします。提案理由の説明を、居上社会教育課長より申し上げます。

居上課長 議案14ページ目をお開き願います。議案第3号『長沼町水泳プール条例の一部を改正する条例制定依頼について』。長沼町水泳プール条例の一部を改正する条例制定について次のとおり町長に依頼するものとする。令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長 八柳 圭。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案16ページ目をお開き願います。

舞鶴水泳プールにつきましては平成2年度に新設、北長沼水泳プールにつきましては平成6年に改築、南長沼水泳プールにつきましては平成8年に改築しまして、それ以来、長年、子どもたちをはじめとする町民に地域の学校プールとして慣れ親しんできたところですが、小中学校の統合、南長沼保育園の閉園などによりまして、プールの利用人数が減少したこと、あるいはコロナの期間中の休止期間を経まして、令和5年の春から利用を休止していたところでございます。この間通算で6シーズン利用していないこと、あるいは、再開には多額の修繕費を要すること、学校統合、今後の利用者を見込めないことから、北長沼、南長沼、舞鶴、この3つのプールを廃止すべく本条例の一部改正を行うものでございます。新旧対照表にございますとおり、北長沼、南長沼、長沼舞鶴水泳プールの名称、位置を削除する内容となつて

ございます。施行日は令和8年の4月1日からとするものでございます。  
以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長

議案第3号『長沼町水泳プール条例の一部を改正する条例制定依頼について』は、  
原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長

ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長

日程第12、『長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部  
を改正する条例制定依頼について』議案第4号を議題といたします。提案理由の説  
明を、小林学校教育課長より申し上げます。

小林課長

議案17ページ目をお開き願います。議案第4号『長沼町学校給食の実施及び学  
校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例制定依頼について』。長沼町学  
校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例制定につ  
いて次のとおり町長に依頼するものとする。令和8年2月24日提出。長沼町教育委  
員会教育長 八柳 圭。

新旧対照表を用いてご説明申し上げます。議案20ページ目をお開き願います。

左側が現行で右側が改正案でございます。現行としましては、小学校、中学校、  
高校の児童生徒、小学校の職員、中学校の職員、高校の職員となっており、学校食  
費の額1食当たりを、それぞれ241円、299円、360円、305円、363  
円、424円となっているところですが、改正後の案につきましては、1食当たり  
仮計算をいたしまして、小学校の児童及び職員、中学校の生徒及び職員、高校の生  
徒及び職員を受益者負担の原則から、それぞれ327円、389円、456円と一  
度いたしまして、附則の2により、この徴収の額は令和8年4月1日から令和9年  
の3月31日までに限り、次の表に定める額とするものです。21ページ目をお開  
き願います。1年間に限り徴収する学校給食費の額1食当たり、小学生の児童が0  
円、中学生の生徒が150円、高校生の生徒が360円、小学校の職員が327円、

中学校の職員が389円、高校の職員が456円とする内容となっております。施行日は、令和8年の4月1日からとするものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議お願いします。

八柳教育長

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を承ります。

天野委員

小中学生が減額になっているのに対し、高校生は現状維持になっておりますが、高校生はなぜ減額にならなかったのでしょうか。

小林課長

高校生については、令和7年度は1食当たり424円ですが、保護者負担を360円に据え置きとし、64円分を自治体の助成により行っております。令和8年度におきましても360円で保護者負担を令和7年度と同額とすることで現状維持に努め、高騰分の96円分については重点交付金を充当してまいりたいと考えており、小中学生につきましては義務教育の観点から補助額に差が出ています。

八柳教育長

他にございますか。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長

議案第4号『長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例制定依頼について』は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長

ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長

日程第13、『令和7年度一般会計教育費補正予算（第7号）について』議案第5号を議題といたします。提案理由の説明を、小林学校教育課長及び居上社会教育課長より申し上げます。

小林課長

議案22ページ目をお開き願います。議案第5号。『令和7年度一般会計教育費補正予算（第7号）について』。次回招集の令和8年長沼町議会に次のとおり補正予算を町長あて提出する。令和8年2月24日提出。長沼町教育委員会教育長 八

柳 圭。

議案 24 ページ目をお開き願います。学校教育課所管分歳出からご説明申し上げます。なお、特定財源につきましては、歳入時にご説明申し上げます。

10 款 1 項 3 目 教育工学振興費 補正額 275 千円の減 公立学校情報機器整備事業費で事業費確定による減でございます。

4 目 義務教育学校創設事業費 補正額 385,468 千円減 一体型義務教育学校新築事業費で、事業費決算見込みによる減でありまして、工事監督費、工事費等の減、人件費支弁の一部増でございます。

10 款 2 項 1 目 学校管理費 補正額 3,244 千円の増 学校管理経費として、燃料単価高騰による光熱費の増でございます。

10 款 3 項 1 目 学校管理費 補正額 4,051 千円の増 学校管理経費として、燃料単価高騰による光熱費の増でございます。

10 款 5 項 5 目 学校給食センター費 補正額 2,600 千円の増 学校給食センター運営経費として、燃料の単価高騰による光熱費の増でございます。

歳入のご説明をします。23 ページをお開きください。

16 款 1 項 2 目 教育費国庫負担金 補正額 54,223 千円の増 公立学校施設整備負担金で、補助金の交付決定による増でございます。

17 款 2 項 6 目 教育費等補助金 補正額 183 千円の減 公立学校情報機整備事業費の補助金で事業費確定に伴う交付決定の減でございます。

23 款 1 項 6 目 教育債 補正額 439,600 千円の減 一体型義務教育学校整備事業債で、事業費の決算見込みによる減でございます。

以上で説明を終わります。

居上課長

続きまして同じく議案 25 ページ目をお開き願います。社会教育課所管分、歳出からご説明申し上げます。なお、特定財源につきましては、歳入時にご説明申し上げます。

10 款 4 項 5 目 図書館費 補正額 366 千円の増 図書館維持管理経費として、燃料単価高騰による光熱費の増でございます。

10 款 5 項 2 目 体育施設費 補正額 74 千円の増 武道館管理運営費として、燃料単価高騰による光熱費の増でございます。

3 目 スポーツセンター費 補正額 937 千円の増 スポセンター 管理運営費として、燃料単価高騰による光熱費の増でございます。

4 目 スキー場費 補正額 1,422 千円の減 スキー場の運営費で、リフト用の修繕料、消耗品の増額、スキー場管理業務のアウトに伴います減でございます。

歳入のご説明をします。23 ページをお開きください。

20 款 1 項 7 目 社会教育施設整備基金繰入金 補正額 900 千円の減 スキー

場の減額補正に伴います財源振り替えでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

八柳教育長

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を承ります。

(なしの声)

八柳教育長

質疑がありませんので、以上で質疑を終結し、採決を行います。

八柳教育長

議案第5号『令和7年度一般会計教育費補正予算（第7号）について』は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

八柳教育長

ご異議なしと認め、本件につきましては、原案のとおり可決いたしました。

八柳教育長

以上で、本日付議されました議案の審議は全て終わりましたが、その他の案件について、事務局から何かありますか。

小林課長

特にありません。

皆様から何かございますか。

(なしの声)

八柳教育長

無いようですので、これをもちまして、令和7年度 第6回 長沼町教育委員会 定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

令和7年度第6回長沼町教育委員会定例会議事日程

令和8年2月24日 午後1時30分開議

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 前回会議録の承認について
- 日程第3 教育長業務報告
- 日程第4 準要保護新入学児童の認定について (報告第1号)
- 日程第5 区域外就学の届出について (報告第2号)
- 日程第6 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表  
について (報告第3号)
- 日程第7 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果につい  
て (報告第4号)
- 日程第8 長沼町立学校における学習用タブレット端末等貸  
与規程の制定について (報告第5号)
- 日程第9 令和8年度教育行政執行方針について (議案第1号)
- 日程第10 令和8年度一般会計教育費予算について (議案第2号)
- 日程第11 長沼町水泳プール条例の一部を改正する条例制定  
依頼について (議案第3号)

日程第 1 2 長沼町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例制定依頼について

(議案第 4 号)

日程第 1 3 令和 7 年度一般会計教育費補正予算 (第 7 号) について

(議案第 5 号)